



平成 21 年 2 月 19 日

各 位

会社名 佐藤食品工業株式会社
代表者名 代表取締役社長兼代表執行役員 吉松 明文
(JASDAQ・コード2814)
問合せ先 専務取締役兼上席執行役員 湯原 善衛
電話番号 0568-77-7316

ICo ベータ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する 意見表明のお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 19 日開催の取締役会において、ICo ベータ株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）による当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(平成 21 年 2 月 19 日現在)

(1) 商 号	ICo ベータ株式会社
(2) 主 な 事 業 内 容	当社株式の取得及び保有
(3) 設 立 年 月 日	平成 21 年 1 月 9 日
(4) 本 店 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 佐山 展生

(6) 資本金の額	50万円（平成21年2月19日現在）	
(7) 大株主及び持株比率	インテグラル株式会社 100%	
(8) 買付者と当社の関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本公開買付けに関し、平成21年2月19日開催の取締役会において、以下の理由から、賛同し、当社株主の皆様へ、本公開買付けへの応募を勧める旨を決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の理由及び根拠

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、平成21年2月19日現在においてインテグラル株式会社（以下「インテグラル」といいます。）の100%子会社であり、今後インテグラルが運営・管理するインテグラル1号投資事業有限責任組合（以下「インテグラルファンド」といいます。）及びインテグラルが併せてその議決権の100%を保有する予定の会社であります。インテグラルは、「Trusted Investor＝信頼出来る資本家」を企業理念とし、「ハートのある信頼関係を事業全ての基礎とします」、「長期的な企業価値の向上を愚直に追求します」、「最高の英知を結集し、『新しい何か』の創造に挑戦します」の3つの行動規範を掲げて、投資先企業の経営陣との信頼関係を礎にし、長期的視野に立ってエクイティ投資を行う投資会社です。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社の創業者であり主要株主である佐藤仁一氏及びその親族である佐藤京子氏並びに株式会社サトウ・コーポレーション（株式会社サトウ・コーポレーションは、佐藤仁一氏及び佐藤京子氏があわせてその議決権の100%を保有する会社です。以下、佐藤仁一氏、佐藤京子氏及び株式会社サトウ・コーポレーションを総称して「佐藤氏ら」といいます。）の保有する当社株式の一部である2,230,000株（発行済全株式に対する所有割合（以下「所有割合」とい

います。)：約 23.91%)を除く当社の発行済株式の全部(自己株式を除きます。)を取得することを企図しており、当社を非公開化させるための一連の手続の一環として本公開買付けを実施し、ご応募いただいた当社株式の全部を買付けることとしております。

本公開買付けの買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)は2,121円です。

② 本公開買付けに賛同するに至った背景及び理由並びに意思決定の過程

当社は1954年に白醤油の製造販売会社として設立され、以降、企業目的を「人類貢献」、企業目標を「グローバルワン」と定め、「天然食品の持つ“味・風味・色調”を損なうことなく粉末化すること」を目指し、差別化された商品開発、製造技術開発、装置技術開発に取り組み、現在に至っていません。

差別化への取り組みの成果として、世界初となる粉末アルコールの商品化をはじめ、鰹・昆布・椎茸など風味豊かな天然調味料や香り豊かな茶エキス粉末の商品化など、当社独自のノウハウによって事業を発展させてきました。また、これまでに蓄積してきたノウハウを元に、植物エキスなどの新製品開発に注力するなど、天然食品加工分野における新たな領域の開拓を積極的に推進しております。さらに、製品の安全性と生産効率を一層強化すべく、新工場(第三工場)建設を行っており、平成18年5月に第一期工事(包装工場・物流センター)が完了・稼動を開始し、現在は第二期工事(エキス工場)に着手するなど積極的な事業展開を行ってきております。

しかしながら、当社を取り巻く日本の食品業界は、少子高齢化による市場の縮小、世界的な農作物不足による原材料価格の高騰、相次ぐ品質表示や原材料表示の違反及び輸入食品の農薬汚染問題などの品質管理問題、同業他社による新製品の開発販売競争の激化など、大競争・淘汰の時代となっており、この傾向は今後も更に激しさを増すものと考えられます。

このような状況下で、当社が厳しい競争に勝ち残り、企業価値を高めるためには、製品開発技術と生産技術・設備開発技術を融合したより付加価値が高い製品の開発、消費者の安全・安心へのニーズに応える品質管理体制の一層の充実、多様化する市場や顧客ニーズに合致した製品の提案を行うための組織営業体制の構築、海外での事業展開、設備・IT投資に基づくオペレーション効率化による継続的なコスト削減、等の施策を含む当社の経営改革に取り組む必要があります。

当社は、これまで堅実かつ堅調な成長戦略のもとで企業価値の向上に努めてきましたが、上述の様々な施策を迅速に行っていくためには、これまで以上にネットワーク、信用力、経営ノウハウ、資金調達力が必要になるため、それらの機能を強化できる第三者との協働が必要であると考えておりました。

かかる状況のもと、インテグラルは、当社の創業者である佐藤仁一氏と、当社の企業価値向上についての協議・検討してきたとのことです。上述の様々な経営改革の施策展開の過程では、一時的にせよ却って業績の悪化、それに起因する株価の下落の可能性も想定され、近年ますます短期的な志向を強めている資本市場から、十分な評価を得られない可能性もあります。さらに経営改革にはリスクも伴い、失敗した場合は企業価値を毀損するだけに終わることも皆無とはいえません。

かかる状況を踏まえ、インテグラルは、経営改革に伴うリスクを、当社の一般株主の皆様を負って頂くことを回避すると共に、当社が短期的な業績の波にとらわれず中長期的な観点から企業価値向上を行うためには、経営改革推進期間を通じて、当社経営陣を中長期的かつ専門的に支援して、当社経営陣と一体となって、迅速かつ果敢に経営改革を推進する体制を構築することが不可欠と判断し、そのために、本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社株式を非公開化することが最善であるとの結論に至り、本公開買付けを行うこととしたとのことです。

他方、当社は、平成3年4月に日本証券業協会に登録銘柄として株式を登録し、平成16年12月にはジャスダック証券取引所に株式を上場して以来、資本市場からの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、知名度の向上、それに伴う優秀な従業員の確保、顧客及び取引先の皆様に対する信用力の向上など、様々なメリットを享受してきたと考えております。しかしながら、当社の現在の財務状況を鑑みると、後述しますように当社の親会社である株式会社TZCI(以下「TZCI」といいます。)

の保有する当社株式の売却に伴う資本関係の解消に伴う当社及びTZCIの親会社である株式会社SFCG（以下「SFCG」といいます。）に対する大口与信の解消がなされれば、今後資本市場からのエクイティ・ファイナンスを行う必要性は必ずしも高いものとはいえません。むしろ、近年、資本市場に対する規制が急激に強化されていることに伴って、株式の上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等）が増大しており、かかるコストは今後もさらに増大することが予想されることから、かかるコストが当社の経営改革推進の足かせになる可能性も否定できません。当社の企業価値を中長期的に検討した場合、少なくとも当面の経営改革推進期間中には株式の上場を維持することに起因するデメリットがそのメリットを上回っているものと考えられ、その観点からもインテグラルが提案する非公開化が当社の中長期的な企業価値向上にとって最善であると考えに至りました。

また、当社は、インテグラルは、当社が必要とする機能を補完できるパートナーとしてふさわしいものと考えております。すなわち、インテグラルは、経営・財務戦略・マーケティング・海外進出業務・国際業務提携などの豊富な人材ネットワークを有しているとのことであり、かかる人材ネットワークを活用し、公開買付者を通じて当社の経営改革推進に必要な人材を供給することを予定しているとのことです。また、同社は、当社の事業に深い関係を有する関連する食品・菓子業界等の経営トップ層との間でも幅広いネットワークを有しているとのことであり、かかるネットワークを活用することにより、当社の強みである技術力・生産力をより一層効果的にアピールし、売上高の増加につなげていくことを考えているとのことです。さらに、インテグラルが有する、経営、ガバナンス、コンプライアンス等の各種ノウハウを、公開買付者を通じて当社に導入することにより、当社の経営改革を着実に推進していくことも見込まれております。当社は、このようなインテグラルが有するネットワーク、ノウハウ等を最大限活用することで、当社の企業価値の向上につながるものと考え、インテグラルが、当社が必要とする機能を補完できるパートナーとしてふさわしいものと考えました。

当社経営陣は、インテグラルと協議を実施し、その結果、これら諸般の事情を総合的に考慮して、当社取締役会も本公開買付けに賛同することといたしました。

③ 大株主の本公開買付への応募の同意について

なお、インテグラルは、TZCI並びに当社及びTZCIの親会社であるSFCGとも協議・交渉を行い、後記（7）記載のとおり平成21年2月19日付で公開買付応募契約書を締結しており、TZCIの保有する当社株式に同日現在設定されている担保権を解除した上で本公開買付けに応募していただける旨の同意（但し、当該契約においては、TZCIが保有する全ての当社株式には、本日現在、担保権が設定されており、かかる担保権が解除されなかった場合には、TZCIは、その保有する当社株式の全てにつき本公開買付への応募を行うことができません。その場合、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たないことにより、本公開買付けが不成立となる可能性があります。なお、TZCIによれば、かかる担保権の解除には、被担保債権の弁済又は担保権者の同意が必要とのことですが、TZCIは、本公開買付期間中に、被担保債権の弁済を行うか又はTZCIの保有する当社株式について本公開買付けに応募することによって得られる売買代金による弁済等の方法を提案することによる担保権解除の同意を得るための交渉を行っていくとのことです。）を得ているとのことです。さらに、公開買付者は、平成21年2月19日現在において当社の取締役であり当社の大株主である湯原善衛（保有株式数521,820株（所有割合5.60%））、その母である湯原幸子氏（保有株式数152,009株（所有割合1.63%））、当社の代表取締役である吉松明文（保有株式数2,000株（所有割合0.02%））及び当社の取締役である鈴木宗行（保有株式数2,100株（所有割合0.02%））との間でも、平成21年2月19日付で公開買付応募契約書を締結しており、かかる契約に基づき、その保有する当社株式の全部（合計677,929株（所有割合：約7.27%））について、本公開買付けに応募していただける旨の同意を得ております。

④ SFCGに対する大口与信の解消

最近の金融情勢逼迫の中、当社は、当社監査役会とも協議のうえ、当社が保有する有価証券等のリスク管理を強化する必要性を認識してきました。当社はこれまで、SFCG 発行に係るコマーシャルペーパー（額面金額 15 億円。以下「本 CP」といいます。）及び SFCG が償還を保証する株式会社 J ファクター（以下「J ファクター」といいます。）発行に係る無担保普通社債（社債総額 50 億円。平成 20 年 12 月 5 日付一部償還後の社債元本残高 40 億円。以下「本社債」といい、本 CP と併せて「本社債等」といいます。）を保有しております。なお、本社債等の額面金額の合計額（55 億円）は、当社が平成 21 年 2 月 12 日に提出した第 55 期第 3 四半期報告書に記載された当社の第 55 期第 3 四半期末における総資産約 213 億円の 25%超、同報告書に記載された当社の第 54 期年間売上高約 68 億円の 80%超に相当します。当社は平成 20 年 4 月 15 日に本社債を含む額面 50 億円の SFCG が償還を保証する J ファクター発行の私募社債を余資運用の一環として取得しました。その後、平成 20 年 12 月 5 日に、当該社債の一部である額面 10 億円相当の社債が期限前償還されました。また、当社は、本社債とは別に、平成 20 年 4 月 8 日に額面 15 億円の SFCG 発行の CP を取得し、以後、SFCG 発行の CP による余資運用を継続し（平成 20 年 12 月 8 日以前に引き受けた同社の CP については、既に償還済み）、直近では平成 21 年 1 月 19 日に額面 15 億円の本 CP を取得しました。当該取得当時から今日に至るまで SFCG 及び J ファクターの返済能力が特に大きく変化したとは認識しておりませんが、当社は、最近の逼迫しつつある金融情勢を鑑み、上述のリスク管理強化の一環として、当社決算期日である平成 21 年 3 月末を一つの区切りとして、同日までの本社債等の償還又は第三者への売却による大口与信の解消が、リスク管理上重要であると判断し、本社債等の償還又は第三者への売却と当社の余資の運用方針等に関し、SFCG との間で協議を重ねてまいりました。

かかる協議と並行して、TZCI 並びに当社及び TZCI の親会社である SFCG は、平成 21 年 3 月末までの当社株式の売却換価を検討し、インテグラルを売却先候補として買付価格等の条件の交渉を続けてきたとのことです。また、SFCG 及び TZCI は、本社債等の償還又は第三者への売却についても、インテグラルとの間で協議を重ねてきたとのことです。

以上の協議を踏まえ、公開買付者、TZCI、SFCG 及び当社は、TZCI が保有する当社株式をインテグラルの 100%子会社である公開買付者に本年 3 月末までに売却したいという TZCI 及び SFCG の意向や、仮に TZCI が当社株式の当該売却を行い当社と TZCI 及び SFCG との資本関係を解消するのであれば、本社債等に係る資金関係の解消も併せて行いたいというインテグラルの意向、更には、上記のとおり平成 21 年 3 月末までに本社債等の償還又は第三者への売却による大口与信の解消がリスク管理上重要と判断している当社の意向も踏まえ、以下のとおり、当社が本社債等を TZCI に譲渡することにより、TZCI 及び SFCG と当社との資本関係の解消に併せて資金関係の解消も行うことで合意しました。

すなわち、当社、公開買付者、本社債の発行会社である J ファクター及び本社債の償還債務の連帯保証人でありかつ本 CP の発行会社である SFCG は、本日付で、社債等譲渡契約書を締結し、本公開買付けの決済日をもって本社債等を TZCI に譲渡すること、及びかかる本社債等の譲渡の対価は、TZCI が本公開買付けに応募することにより取得することとなる、公開買付者に対する株式売買代金支払請求権のうち、本社債等の額面金額（総額 55 億円）に相当する債権（総額 5,500,001,157 円。以下「本譲渡対象債権」といいます。）とし、平成 21 年 2 月 19 日付けで本譲渡対象債権（将来債権）の譲渡を行うこと等の合意を行いました。

当社として、平成 21 年 3 月末までの本社債等の全額の償還又は第三者への売却は、上記の当社リスク管理の方針に合致するものであり、本社債等の全額の期限前償還又は第三者への売却を行うべく本公開買付けが本年 3 月末までに完了するように協力することが肝要であると判断したことも、当社が本公開買付けに賛同すると判断した理由の一つです。

⑤ 本公開買付け終了後の見通し

インテグラルは、公開買付者、インテグラル及びインテグラルファンドと当社との間で本日付で締結した業務資本提携契約（以下「本業務資本提携契約」といいます。）に基づき、当社の経営方針を尊重しつつ、インテグラルの有するノウハウを最大限に生かして、当社の資金調達や経営基盤強化の

支援を行う予定です。本業務資本提携契約の概要につきましては、当社が別途本日付で開示致しました「業務資本提携のお知らせ」をご覧ください。

なお、当社の取締役のうち、吉松明文、湯原善衛、及び鈴木宗行は、本公開買付け終了後も継続して当社の経営にあたることを予定しております。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置

① 公開買付者における検討

本公開買付価格の算定にあたり、公開買付者は、当社の EBITDA、当期純利益等の財務状況を精査したほか、当社の公表資料並びにインテグラルが行った財務、税務、ビジネス及び法務の各デューデリジェンスの結果に基づき、将来の業績の見通し等を精査しました。また、公開買付者は、当社の潜在的な事業拡大の可能性も考慮し、慎重に検討を重ねた上で、想定財務諸表を作成したほか、類似会社比較法及び類似取引比較法による評価を行いました。その上で、公開買付者は、当社及び佐藤氏らとそれぞれ別個に行った協議・交渉の結果や、当社による本公開買付けへの賛同の可否、TZCI 及び SFCG との協議・交渉の結果並びに本公開買付けの見通し等も踏まえ、当社の既存株主に対して当社株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、本公開買付価格を 1 株あたり 2,121 円と決定したとのことです。

なお、1 株あたり 2,121 円の本公開買付価格は、本公開買付けの開始を決定した日の前営業日（平成 21 年 2 月 18 日）の終値、また同日までの過去 1 ヶ月間、3 ヶ月間の株式会社ジャスダック証券取引所における当社株式の終値平均（小数点以下を四捨五入）に対して以下のプレミアム（小数点以下第 3 位を四捨五入）を加えた価格となります。

平成 21 年 2 月 18 日の終値 1,215 円に対して約 74.57%のプレミアム

過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 1,179 円に対して約 79.90%のプレミアム

過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,086 円に対して約 95.30%のプレミアム

② 当社における検討

当社取締役会は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社の財務アドバイザーである株式会社みずほ銀行（以下「みずほ」といいます。）及び法務アドバイザーである TMI 総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）から助言を得るとともに、アビーム M&A コンサルティング（以下「アビーム」といいます。）より平成 21 年 2 月 18 日に当社の株式価値の算定結果について株式価値算定書（以下「算定書」といいます。）を取得し、算定書の算定結果を参考として本公開買付価格の妥当性について検討を進め、また、公開買付者との間で協議・交渉を行いました。なお、みずほ、アビーム及び TMI は、それぞれ当社、公開買付者、SFCG 及び TZCI の関連当事者に該当いたしません。

アビームは、当社の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社から事業の現状及び将来の事業計画について資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しました。アビームは、当社の株式価値を算定するに際して、当社より受領した事業計画などの資料に基づき、多面的に評価を行うため、市場株価法、類似会社比準法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行いました。算定書によれば当社の普通株式 1 株あたりの価値の範囲は、市場株価法では 1,057 円～1,215 円、類似会社比準法では 1,531 円～1,629 円及び DCF 法では 1,910 円～2,074 円が算定結果として示されております。すなわち、アビームは、市場株価法では、平成 21 年 2 月 18 日を基準日として、当社株式のジャスダック証券取引所における基準日終値、売買株価終値の過去 1 ヶ月間、3 ヶ月間のそれぞれにおける単純平均値（小数点以下四捨五入）及び過去 1 ヶ月間、3 ヶ月間のそれぞれにおける出来高加重平均価格を分析したところ、それぞれ 1,215 円、1,179 円、1,086 円、1,191 円、

1,057円という結果を得ました。また、類似会社比準法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業数社の過去3ヶ月における市場株価と財務計数との関係から算定される株価指標（EBITDA倍率、PBR）をベースに、当社の現時点での財務状況に換算して当社の株式価値を算定したところ、1,531円～1,629円までとなりました。さらに、DCF法では、当社の収益予想や設備投資計画等の諸要素を前提とし、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株あたりの理論的価値を算定したところ、1,910円～2,074円となりました。

当社取締役会は、助言の内容や算定書も参考とし、他方で、本公開買付けに関する諸条件、特に本公開買付け後に当社の上場廃止と後記(4)で述べますようにその後の組織再編等（いわゆる二段階買収）が企図されている旨の説明を受けていることを含め、当社の置かれた状況及び少数株主の方々に与える影響等について慎重に検討いたしました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けが当社の経営基盤の強化、事業の再構築及び今後の展開に寄与するものと判断し、本公開買付け価格を含む本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社株主に対して合理的な価格での売却機会を提供するものであると判断して、本公開買付けに賛同すると共に、当社株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨の決議をいたしました。

当社は、かかる取締役会において、本公開買付けが成立した場合には、平成21年3月31日を基準日とする期末配当に関する議案を平成21年3月期に係る定時株主総会に上程しない旨及び株主優待制度を廃止する旨の決議をいたしました。

なお、当社の取締役のうち、鈴木昌也、菊池渡及び山村友幸は、当社の親会社であり本公開買付けにおいて応募契約を締結しているSFCG又はその子会社の役職員を現に兼務し又は過去にこれらの会社の役職員であった取締役であり、いずれも利益相反のおそれがあることから、特別利害関係人に準じて、上記の賛同決議には参加しておりません。

また、上記の賛同決議は、特別利害関係人に準じる取締役を除く取締役全員が出席して行われ、全員一致で行われました。また、当該取締役会には当社の監査役4名全員（うち3名が社外監査役）が出席し、いずれの監査役も当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。

(4) 本公開買付けの後に想定される組織再編等（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、応募株券等の総数が株式に換算した買付予定数を超える場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。これに対して、本公開買付けに対する応募株券等の総数が買付予定数に満たない場合は、本公開買付けを行わない旨の条件を付しており、この場合には、本公開買付けは不成立となり、公開買付者は応募株券等を買付けません。本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、佐藤氏らと併せて当社の発行済全株式の90.58%以上の株式を保有することになりますが、本公開買付けで当社の発行済全株式（自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、以下の方法により当社の株主に対して当社株式売却の機会を提供しつつ、公開買付者と佐藤氏らとで当社の発行済株式の全部（自己株式を除きます。）を保有することとなるよう必要な手続を行う予定です。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、インテグラルが締結した本業務資本提携契約に基づき、(i) 本公開買付けの決済日以降の日を基準日として、①定款の一部変更をして当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社に変更すること、②定款の一部変更をして当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び③当社の当該株式の全部取得と引き換えに当社の別個の種類株式を交付すること、以上①乃至③を付議議案に含む臨時株主総会又は定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定です。

また、上記手続を実施するに際しては、本株主総会において①のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、(ii) 本株主総会と同時に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。

当社は、本業務資本提携契約に基づき、公開買付者がこれらの要請を行った場合には、上記(i)にかかる本株主総会及び同(ii)にかかる本種類株主総会を開催する予定です。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には佐藤氏らと併せて当社の総議決権の90.58%以上を保有することになる予定であり、公開買付者及び佐藤氏らは、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続（以下総称して「本件スクイーズアウト手続」といいます。）が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、自己株式を除く当社株式の全てが当社に取得され、当社の株主には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、当該株式の上場申請は行われず、当社で交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令に定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切捨てられます。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付け価格を基準として算定する予定です。

また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の数は平成21年2月19日現在未定ですが、公開買付者と佐藤氏らとで当社の発行済株式の全部（自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、公開買付者及び佐藤氏ら以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記①乃至③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記①の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの方法による1株あたりの買取価格及び

取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立を行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、上記①乃至③の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者及び佐藤氏らの株式所有割合及び公開買付者及び佐藤氏ら以外の当社株主の当社の株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者及び佐藤氏ら以外の当社の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しています。

上記①乃至③又はこれに代わる手続の実施により、当社の株主は公開買付者及び佐藤氏らのみとなる予定です。

上記①乃至③の手続の実施の詳細・時期は現時点では未定です。議案や手続の実施の詳細については、決定次第、速やかに公表いたします。

公開買付者は、上記①乃至③又はこれに代わる手続の実施後に、当社との間で当社を吸収合併消滅会社、公開買付者を吸収合併存続会社とする吸収合併を行うことを予定しております。

なお、本公開買付けは、上記本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。上記の各手続における税務上の取扱については、株主各位の必要により税務専門家にご確認下さい。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨

当社の株式は株式会社ジャスダック証券取引所に上場されていますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定いたしませんので、本公開買付けの結果、株式会社ジャスダック証券取引所の上場廃止基準に該当した場合には、当社の株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者の要請に応じて当社が上記

(4)記載の方法により全部取得条項付株式の取得を行う場合には、当社の株式は上場廃止となります。上場廃止となった場合、当社の株式は株式会社ジャスダック証券取引所において取引することはできません。

(6) 上場廃止を目的とする公開買付けに賛同する理由

当社は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の理由及び根拠」に記載のとおり、本公開買付けを含む非公開化のための一連の取引が、当社の利益改善及び企業価値向上のために不可欠であり、それが最終的には当社の株主の皆様への利益に資するものと判断し、公開買付者による本公開買付けに賛同した上、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを勧めることといたしました。

公開買付者は、当社の少数株主の利益を保護するべく、上場廃止に伴う代替措置として、上記(4)に記載の方法により、公開買付者及び佐藤氏らを除く当社株主に対して当社株式の売却機会を提供しつつ、当社の子会社化を行うことを企図しております。なお、当社の子会社化の過程において公開買付者及び佐藤氏ら以外の当社株主に交付される金銭の額は、特段の事情がない限り、本公開買付価格（本社債等が償還された場合の買付価格の引上げを行った場合には変更後公開買付価格）を基準として算定される予定です。

(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けにおいて、公開買付者は、当社の親会社であるTZCI及びSFCGとの間で、平成21年2月19日付で公開買付応募契約書を締結しており、かかる契約に基づき、TZCIが保有する全ての当社株式(4,716,380株(所有割合:約50.57%))について、当該株式に同日現在設定されている担保権を解除した上で本公開買付けに応募する旨の同意を得ております(但し、当該契約においては、TZCIが保有する全ての当社株式には、本日現在、担保権が設定されており、かかる担保権が解除さ

れなかった場合には、TZCIは、その保有する当社株式の全てにつき本公開買付への応募を行うことができません。その場合、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たないことにより、本公開買付けが不成立となる可能性があります。なお、TZCIによれば、かかる担保権の解除には、被担保債権の弁済又は担保権者の同意が必要とのことですが、TZCIは、本公開買付期間中に、被担保債権の弁済を行うか又はTZCIの保有する当社株式について本公開買付けに応募することによって得られる売買代金による弁済等の方法を提案することによる担保権解除の同意を得るための交渉を行っていくとのことです。)

さらに、公開買付者は、平成21年2月19日現在において当社の取締役であり当社の大株主である湯原善衛（保有株式数521,820株（所有割合5.60%））、その母である湯原幸子氏（保有株式数152,009株（所有割合1.63%））、当社の代表取締役である吉松明文（保有株式数2,000株（所有割合0.02%））及び当社の取締役である鈴木宗行（保有株式数2,100株（所有割合0.02%））との間でも、平成21年2月19日付で公開買付応募契約書を締結しており、かかる契約に基づき、その保有する当社株式の全部（合計677,929株（所有割合：約7.27%））について、本公開買付けに応募していただける旨の同意を得ております。

また、インテグラルは、佐藤氏らとの間で、当社の創業者一族として同社の発展に寄与してきた佐藤氏らが、直接又は間接に株主としての出資の全部又は一部を継続することにより、当社の経営基盤の安定とさらなる企業価値の向上を図ることを目的として、平成21年2月13日付で覚書を締結しており、かかる覚書に基づき、佐藤氏らから、佐藤仁一氏が保有する当社株式の一部（合計258,000株（所有割合：約2.77%））及び佐藤京子氏が保有する当社株式の一部（合計3,840株（所有割合：約0.04%））について、本公開買付けに応募し、佐藤仁一氏が保有する当社株式の一部（合計1,250,000株（所有割合：約13.40%））、佐藤京子氏の保有する当社株式の一部（合計200,000株（所有割合：約2.14%））及び株式会社サトウ・コーポレーションが保有する当社株式の全部（合計780,000株（所有割合：約8.36%））について、本公開買付けに応募しない旨の同意を得ております。

このほか、公開買付者及びインテグラルは、当社との間で、本業務資本提携契約を締結しております。

なお、当社は、その保有する自己株式を処分しない予定であり、自己株式については本公開買付けへ応募しない予定です。

(8) 公開買付者による買付け等の概要

別紙をご参照ください。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以 上

平成 21 年 2 月 19 日

各 位

ICo ベータ株式会社
代表取締役 佐山 展生

佐藤食品工業株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 2 月 19 日、佐藤食品工業株式会社（コード番号：2814 ジャスダック証券取引所、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本書中の「株券等」とは、株券等に表示されるべき権利を指します。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在においてインテグラル株式会社（以下「インテグラル」といいます。）の 100%子会社であり、今後インテグラルが運営・管理するインテグラル 1 号投資事業有限責任組合（以下「インテグラルファンド」といい、公開買付者、インテグラルと併せて「インテグラルグループ」と総称します。）及びインテグラルが併せてその議決権の 100%を保有する予定の会社であります。インテグラルは、「Trusted Investor＝信頼出来る資本家」を企業理念とし、「ハートのある信頼関係を事業全ての基礎とします」、「長期的な企業価値の向上を愚直に追求します」、「最高の英知を結集し、『新しい何か』の創造に挑戦します」の 3 つの行動規範を掲げて、投資先企業の経営陣との信頼関係を礎にし、長期的視野に立ってエクイティ投資を行う投資会社です。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者の創業者であり主要株主である佐藤仁一氏及びその親族である佐藤京子氏並びに株式会社サトウ・コーポレーション（株式会社サトウ・コーポレーションは、佐藤仁一氏及び佐藤京子氏があわせてその議決権の 100%を保有する会社です。以下、佐藤仁一氏、佐藤京子氏及び株式会社サトウ・コーポレーションを総称して「佐藤氏ら」といいます。）の保有する対象者株式の一部である 2,230,000 株（発行済全株式に対する所有割合（以下「所有割合」といいます。）：約 23.91%）を除く対象者の発行済株式の全部（自己株式を除きます。）を取得することを企図しており、対象者を非公開化させるための一連の手続の一環として本公開買付けを実施し、ご応募いただいた対象者株式の全部を買付けることとしております。

本公開買付けの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は 2,121 円です。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者の親会社である株式会社 TZCI（以下「TZCI」といいます。）及び株式会社 SFCG（対象者及び TZCI の親会社。以下「SFCG」といいます。）との間で、平成 21 年 2 月 19 日付で公開買付応募契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結しており、かかる契約に基づき、TZCI が保有する全ての対象者株式（4,716,380 株（所有割合：約 50.57%））について、当該株式に本日現在設定されている担保権を解除した上で本公開買付けに応募していただける旨の同意を得ております（但し、TZCI が保有する全ての対象者株式には、本日現在、担保権が設定されており、かかる担保権が解除されなかった場合は、TZCI は、その保有する対象者株式の全てにつき本公開買付けへの応募を行うことができません。その場合、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たないことにより、本公開買付けが不成立となる可能性があります。なお、TZCI によれば、かかる担保権の解除には、被担保債権の弁済又は担保権者の同意が必要とのことですが、

TZCI は、本公開買付期間中に、被担保債権の弁済を行うか又は TZCI の保有する対象者株式について本公開買付けに応募することによって得られる売買代金による弁済等の方法を提案することによる担保権解除の同意を得るための交渉を行っていくとのことです。)。さらに、公開買付者は、本日現在において対象者の取締役であり対象者の大株主である湯原善衛氏（保有株式数 521,820 株（所有割合：約 5.60%））、その母である湯原幸子氏（保有株式数 152,009 株（所有割合：約 1.63%））、対象者の代表取締役である吉松明文氏（保有株式数 2,000 株（所有割合：約 0.02%））及び対象者の取締役である鈴木宗行氏（保有株式数 2,100 株（所有割合：約 0.02%））との間でも、平成 21 年 2 月 19 日付で公開買付応募契約書を締結しており、かかる契約に基づき、その保有する対象者株式の全部（合計 677,929 株（所有割合：約 7.27%））について、本公開買付けに応募していただける旨の同意を得ております。

また、インテグラルは、佐藤氏らとの間で、対象者の創業者一族として同社の発展に寄与してきた佐藤氏らが、直接又は間接に株主としての出資の全部又は一部を継続することにより、対象者の経営基盤の安定とさらなる企業価値の向上を図ることを目的として、平成 21 年 2 月 13 日付で覚書を締結しており、かかる覚書に基づき、佐藤氏らから、佐藤仁一氏の保有する対象者株式の一部（合計 258,000 株（所有割合：約 2.77%））及び佐藤京子氏の保有する対象者株式の一部（合計 3,840 株（所有割合：約 0.04%））について、本公開買付けに応募し、佐藤仁一氏の保有する対象者株式の一部（合計 1,250,000 株（所有割合：約 13.40%））、佐藤京子氏の保有する対象者株式の一部（合計 200,000 株（所有割合：約 2.14%））及び株式会社サトウ・コーポレーションの保有する対象者株式の全部（合計 780,000 株（所有割合：約 8.36%））について、本公開買付けに応募しない旨の同意を得ております。

このほか、インテグラルグループは、対象者との間で、業務資本提携契約（以下「本業務資本提携契約」といいます。）を締結し、対象者において本公開買付けに賛同し、本公開買付けへの応募を勧める旨の取締役会決議を行い、その旨を公表することを合意しており、公開買付者は、対象者の取締役会の賛同のもと、友好的に対象者株式を取得するために本公開買付けを行うものです。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は1954年に白醤油の製造販売会社として設立され、以降、企業目的を「人類貢献」、企業目標を「グローバルワン」と定め、「天然食品の持つ「味・風味・色調」を損なうことなく粉末化すること」を目指し、差別化された商品開発、製造技術開発、装置技術開発に取り組み、現在に至っています。

差別化への取り組みの成果として、世界初となる粉末アルコールの商品化をはじめ、鰹・昆布・椎茸など風味豊かな天然調味料や香り豊かな茶エキス粉末の商品化など、対象者独自のノウハウによって事業を発展させてきました。また、これまでに蓄積してきたノウハウを元に、植物エキスなどの新製品開発に注力するなど、天然食品加工分野における新たな領域の開拓を積極的に推進しております。さらに、製品の安全性と生産効率を一層強化すべく、新工場（第三工場）建設を行っており、平成 18 年 5 月に第一期工事（包装工場・物流センター）が完了・稼動を開始し、現在は第二期工事（エキス工場）に着手するなど積極的な事業展開を行ってきております。

しかしながら、対象者を取り巻く日本の食品業界は、少子高齢化による市場の縮小、世界的な農作物不足による原材料価格の高騰、相次ぐ品質表示や原材料表示の違反及び輸入食品の農薬汚染問題などの品質管理問題、同業他社による新製品の開発販売競争の激化など、大競争・淘汰の時代となっており、この傾向は今後も更に激しさを増すものと考えられます。

このような状況下で、対象者が厳しい競争に勝ち残り、企業価値を高めるためには、製品開発技術と生産技術・設備開発技術を融合したより付加価値が高い製品の開発、消費者の安全・安心へのニーズに応える品質管理体制の一層の充実、多様化する市場や顧客ニーズに合致した製品の提案を行うた

めの組織営業体制の構築、海外での事業展開、設備・IT投資に基づくオペレーション効率化による継続的なコスト削減、等の施策を含む対象者の経営改革に取り組む必要があります。

対象者は、これまで堅実かつ堅調な成長戦略のもとで企業価値の向上に努めてきましたが、上述の様々な施策を迅速に行っていくためには、これまで以上にネットワーク、信用力、経営ノウハウ、資金調達力が必要になるため、それらの機能を強化できる第三者との協働が必要であると考えていたとのことです。

かかる状況のもと、インテグラルは、対象者の創業者である佐藤仁一氏と、対象者の企業価値向上についての協議・検討を重ねてきました。前記の様々な経営改革の施策展開の過程では、一時的にせよ却って業績の悪化、それに起因する株価の下落の可能性も想定され、近年ますます短期的な志向を強めている資本市場から、十分な評価を得られない可能性もあります。さらに経営改革にはリスクも伴い、失敗した場合は企業価値を毀損するだけに終わることも皆無とはいえません。

かかる状況を踏まえ、インテグラルは、経営改革に伴うリスクを、対象者の一般株主の皆様に向けて頂くことを回避すると共に、対象者が短期的な業績の波にとらわれず中長期的な観点から企業価値向上を行うためには、経営改革推進期間を通じて、対象者経営陣を中長期的かつ専門的に支援して、対象者経営陣と一体となって、迅速かつ果敢に経営改革を推進する体制を構築することが不可欠と判断し、そのために、本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者株式を非上場化することが最善であるとの結論に至り、本公開買付けを行うこととしました。

他方、対象者によれば、対象者は、平成3年4月に日本証券業協会に登録銘柄として株式を登録し、平成16年12月には株式会社ジャスダック証券取引所に株式を上場して以来、資本市場からの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、知名度の向上、それに伴う優秀な従業員の確保、顧客及び取引先の皆様に対する信用力の向上など、様々なメリットを享受してきたものと考えられるとのことです。対象者の現在の財務状況を鑑みると、後記のように対象者の親会社であるTZCIの保有する対象者株式の売却に伴う資本関係の解消に伴うSFCGに対する大口与信の解消がなされれば、今後資本市場からのエクイティ・ファイナンスを行う必要性は必ずしも高いものとはいえないと考えているとのことです。むしろ、近年、資本市場に対する規制が急激に強化されていることに伴って、株式の上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等）が増大しており、かかるコストは今後もさらに増大することが予想されることから、対象者によれば、かかるコストが対象者の経営改革推進の足かせになる可能性も否定できないと考えているとのことです。対象者によれば、対象者の企業価値を中長期的に検討した場合、少なくとも当面の経営改革推進期間中には株式の上場を維持することに起因するデメリットがそのメリットを上回っているものと考えられ、その観点からもインテグラルが提案する非公開化が対象者の中長期的な企業価値向上にとって最善であると考えているとのことです。

また、対象者によれば、対象者は、対象者が必要とする機能を補完できるパートナーとしてインテグラルがふさわしいものと考えているとのことです。すなわち、インテグラルは、経営・財務戦略・マーケティング・海外進出業務・国際業務提携などの豊富な人材ネットワークを有しており、かかる人材ネットワークを活用し、公開買付者を通じて対象者の経営改革推進に必要な人材を供給することを予定しています。また、インテグラルは、対象者の事業に深い関係を有する関連する食品・菓子業界等の経営トップ層の間でも幅広いネットワークを有しており、かかるネットワークを活用することにより、対象者の強みである技術力・生産力をより一層効果的にアピールし、売上高の増加につなげていくことを考えています。さらに、インテグラルが有する、経営、ガバナンス、コンプライアンス等の各種ノウハウを、公開買付者を通じて対象者に導入することにより、対象者の経営改革を着実

に推進していくことも見込まれております。対象者は、このようなインテグラルが有するネットワーク、ノウハウ等を最大限活用することで、対象者の企業価値の向上につながるものと考え、インテグラルが、対象者が必要とする機能を補完できるパートナーとしてふさわしいものと考えたとのことです。

インテグラルは対象者の経営陣とも協議を行い、その結果、これら諸般の事情を総合的に考慮して、対象者の取締役会も本公開買付けに賛同いたしました。また、インテグラルは、対象者の親会社であるTZCI並びにTZCI及び対象者の親会社であるSFCGとも協議・交渉を行い、上記のとおり本公開買付けに応募していただける旨の同意を得ております。

さらに、公開買付者は、対象者株式を保有する対象者取締役湯原善衛氏とその親族、対象者代表取締役社長兼代表執行役員である吉松明文氏及び対象者取締役である鈴木宗行氏並びに佐藤仁一氏及び佐藤京子氏からも、上記のとおり本公開買付けに応募する旨の同意をいただいております。

なお、対象者によれば、最近の金融情勢逼迫の中、対象者は、対象者監査役会とも協議のうえ、対象者が保有する有価証券等のリスク管理を強化する必要性を認識してきたとのこと。対象者は平成21年2月19日現在、SFCG発行に係るコマーシャルペーパー（額面金額15億円。以下「本CP」といいます。）及びSFCGが償還を保証する本日現在においてSFCGの子会社である株式会社Jファクター（以下「Jファクター」といいます。）発行に係る無担保普通社債（社債総額50億円。平成20年12月5日付一部償還後の社債元本残額40億円。以下「本社債」といい、本CPと併せて「本社債等」といいます。）を保有しておりました。なお、本社債等の額面金額の合計額（55億円）は、対象者が平成21年2月12日に提出した第55期第3四半期報告書に記載された対象者の第55期第3四半期末における総資産約213億円の25%超、同報告書に記載された対象者の第54期年間売上高約68億円の80%超に相当します。対象者によれば、対象者は平成20年4月14日に本社債を含む額面50億円のSFCGが償還を保証するJファクター発行の私募社債を余資運用の一環として取得したとのこと。その後、平成20年12月5日に、当該社債の一部である額面10億円相当の社債が期限前償還されたとのこと。また、対象者によれば、対象者は本社債とは別に、平成20年4月8日に額面15億円のSFCG発行のCPを取得し、以後、SFCG発行のCPによる余資運用を継続し（平成20年12月8日以前に引き受けた同社のCPについては、既に償還済み）、直近では平成21年1月19日に額面15億円の本CPを取得したとのこと。対象者によれば、対象者は、当該取得当時から今日に至るまでSFCG及びJファクターの返済能力が特に大きく変化したとは認識していないとのことですが、最近の逼迫しつつある金融情勢を鑑み、上記のリスク管理強化の一環として、対象者決算期日である平成21年3月末を一つの区切りとして、同日までの本社債等の償還又は第三者への売却による大口与信の解消が、リスク管理上重要であると判断し、本社債等の償還又は第三者への売却と対象者の余資の運用方針等に関し、SFCGとの間で協議を重ねてきたとのこと。

かかる協議と並行して、インテグラルは、上記のとおり、TZCI及びSFCGとの間で、買付価格等の条件の交渉を続けてきました。また、インテグラルは、本社債等の償還又は第三者への売却についても、TZCI及びSFCGとの間で協議を重ねてまいりました。

以上の協議を踏まえ、公開買付者、TZCI、SFCG及び対象者は、TZCIが保有する対象者株式をインテグラルの100%子会社である公開買付者に本年3月末までに売却したいというTZCI及びSFCGの意向や、仮にTZCIが対象者株式の売却を行い対象者とTZCI及びSFCGとの資本関係を解消するのであれば、本社債等に係る資金関係の解消も併せて行いたいというインテグラルの意向、更には、上記のとおり平成21年3月末までに本社債等の償還又は第三者への売却による大口与信の解消がリスク管理上重要と判断している対象者の意向も踏まえ、以下のとおり、対象者が本社債等をTZCIに譲渡することにより、TZCI及びSFCGと対象者との資本関係の解消に併せて資金関係の解消も行うことで合意しました。す

なわち、対象者、TZCI、SFCG及び公開買付者は、平成21年2月19日付で、社債等譲渡契約書を締結し、本公開買付けの決済日をもって本社債等をTZCIに譲渡すること、及びかかる本社債等の譲渡の対価は、TZCIが本公開買付けに応募することにより取得することとなる、公開買付者に対する株式売買代金支払請求権のうち、本社債等の額面金額（総額55億円）に相当する債権（総額5,500,001,157円。以下「本譲渡対象債権」といいます。）とし、平成21年2月19日付けで本譲渡対象債権（将来債権）の譲渡を行うこと等の合意を行いました。

対象者によれば、対象者として、平成21年3月末までの本社債等の全額の償還又は第三者への売却は、上記の対象者のリスク管理の方針に合致するものであり、本社債等の全額の期限前償還又は第三者への売却を行うべく本公開買付けが本年3月末までに完了するように協力することが肝要であると判断したことも、対象者が本公開買付けに賛同すると判断した理由の一つであるとのことです。

インテグラルグループは、本業務資本提携契約に基づき、対象者の経営方針を尊重しつつ、インテグラルグループの有するノウハウを最大限に生かして、対象者の資金調達や経営基盤強化の支援を行う予定です。

なお、対象者の取締役のうち、吉松明文氏、湯原善衛氏及び鈴木宗行氏は、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。他方、対象者の取締役のうち、西郷義美氏、鈴木昌也氏、菊池渡氏及び山村友幸氏は、本公開買付けが成立した場合には、対象者の取締役を辞任する予定です。

本公開買付け価格の算定にあたり、公開買付者は、対象者のEBITDA、当期純利益等の財務状況を精査したほか、対象者の公表資料並びにインテグラルが行った財務、税務、ビジネス及び法務の各デューデリジェンスの結果に基づき、将来の業績の見通し等を精査しました。また、対象者の潜在的な事業拡大の可能性も考慮し、慎重に検討を重ねた上で、想定財務諸表を作成したほか、類似会社比較法及び類似取引比較法による評価を行いました。その上で、公開買付者は、対象者及び佐藤氏らとそれぞれ別個に行った協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、TZCI及びSFCGとの協議・交渉の結果並びに本公開買付けの見通し等も踏まえ、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、本公開買付け価格を1株あたり2,121円と決定しました。

なお、1株あたり2,121円の本公開買付け価格は、本公開買付けの開始を決定した日の前営業日（平成21年2月18日）の終値、また同日までの過去1ヶ月間、3ヶ月間の株式会社ジャスダック証券取引所における対象者株式の終値平均（小数点以下を四捨五入）に対して以下のプレミアム（小数点以下第3位を四捨五入）を加えた価格となります。

平成21年2月18日の終値1,215円に対して約74.57%のプレミアム

過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,179円に対して約79.90%のプレミアム

過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,086円に対して約95.30%のプレミアム

他方、対象者によれば、対象者は、財務アドバイザーである株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）及び法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）から助言を得るとともに、アビームM&Aコンサルティング株式会社（以下「アビーム」といいます。）より平成21年2月13日に対象者の株式価値の算定結果についての株式価値算定書を取得し、当該算定書の算定結果を参考として本公開買付け価格の妥当性について検討を進め、また、公開買付者との間で協議・交渉を行ったとのことです。なお、みずほ銀行、アビーム及びTMIは、それぞれ公開買付者及

びインテグラルの関連当事者には該当せず、また、対象者によれば、対象者、SFCG及びTZCIの関連当事者にも該当しないとのことです。

対象者によれば、対象者取締役会は、上記助言の内容や株式価値算定書も参考とし、他方で、本公開買付けに関する諸条件、特に本公開買付け後に対象者の上場廃止と後記(3)「本公開買付けの後に想定される組織再編等（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の組織再編等（いわゆる二段階買収）が企図されていることを含め、対象者の置かれた状況及び少数株主に与える影響等について慎重に検討したとのことです。その結果、平成21年2月19日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが対象者の経営基盤の強化、事業の再構築及び今後の展開に寄与するものと判断し、本公開買付け価格を含む本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者株主に対して合理的な価格での売却機会を提供するものであると判断して、本公開買付けに賛同すると共に、対象者株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨の決議を行ったとのことです。

対象者は、かかる取締役会において、本公開買付けが成立した場合には、平成21年3月31日を基準日とする期末配当に関する議案を平成21年3月期に係る定時株主総会に上程しない旨及び株主優待制度を廃止する旨の決議を行っております。

なお、対象者によれば、対象者の取締役のうち、鈴木昌也氏、菊池渡氏及び山村友幸氏は、対象者の親会社であり本公開買付けにおいて応募契約を締結しているSFCG又はその子会社の役職員を現に兼務し又は過去にこれらの会社の役職員であった取締役であり、いずれも利益相反のおそれがあることから、特別利害関係人に準じて、上記の賛同決議には参加していないとのことです。

また、対象者によれば、上記の賛同決議は、特別利害関係人に準じる取締役を除く取締役全員が出席して行われ、全員一致で行われたものとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役4名全員（うち3名が社外監査役）が出席しましたが、いずれの監査役も対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議を述べていないとのことです。

(3) 本公開買付けの後に想定される組織再編等（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、応募株券等の総数が株式に換算した買付予定数を超える場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。これに対して、本公開買付けに対する応募株券等の総数が買付予定数に満たない場合は、本公開買付けを行わない旨の条件を付しており、この場合には、本公開買付けは不成立となり、公開買付者は応募株券等を買付けません。本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、佐藤氏らと併せて対象者の発行済全株式の約90.58%以上の株式を保有することになりますが、本公開買付けで対象者の発行済全株式（自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、以下の方法により対象者の株主に対して対象者株式売却の機会を提供しつつ、公開買付者と佐藤氏らとで対象者の発行済株式の全部（自己株式を除きます。）を保有することとなるよう必要な手続を行う予定です。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、本業務資本提携契約に基づき、(i) 本公開買付けの決済日以降の日を基準日として、①定款の一部変更をして対象者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社に変更すること、②定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引き換えに対象者の別個の種類株式を交付すること、以上①乃至③を付議議案に含む臨時株主総会又は定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。また、上記手続を実施するに際しては、本株主総会において①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を保有する株主の皆

様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、(ii)本株主総会と同時に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。対象者は、本業務資本提携契約に基づき、公開買付者がこれらの要請を行った場合には、上記(i)に係る本株主総会及び同(ii)に係る本種類株主総会を開催する予定です。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には佐藤氏らと併せて対象者の総議決権の約90.58%以上を保有することになる予定であり、公開買付者及び佐藤氏らは、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続（以下総称して「本件スクイーズアウト手続」といいます。）が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、自己株式を除く対象者株式の全てが対象者に取得され、対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、当該株式の上場申請は行われず予定です。対象者の株主で交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令に定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切捨てられます。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準として算定する予定です。

また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の数は本日現在未定であります。公開買付者と佐藤氏らとで対象者の発行済株式の全部（自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、公開買付者及び佐藤氏ら以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記①乃至③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記①の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にてご確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、上記①乃至③の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者、佐藤氏らの株式所有割合並びに公開買付者及び佐藤氏ら以外の対象者株主の対象者の株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者及び佐藤氏ら以外の対象者の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しています。

上記①乃至③又はこれに代わる手続の実施により、対象者の株主は公開買付者及び佐藤氏らのみとなる予定です。

上記①乃至③の手続の実施の詳細・時期は現時点では未定です。議案や手続の実施の詳細については、決定次第、速やかに公表いたします。

公開買付者は、上記①乃至③又はこれに代わる手続の実施後に、対象者との間で対象者を吸収合併消滅会社、公開買付者を吸収合併存続会社とする吸収合併を行うことを予定しております。

なお、本公開買付けは、上記本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。上記の各手続における税務上の取扱については、株主各位の必要により税務専門家にご確認下さい。

(4) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

対象者の株式は株式会社ジャスダック証券取引所に上場されていますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定いたしませんので、本公開買付けの結果、株式会社ジャスダック証券取引所の上場廃止基準に該当した場合には、対象者の株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者の要請に応じて対象者が上記(3)記載の方法により全部取得条項付株式の取得を行う場合には、対象者の株式は上場廃止となります。上場廃止となった場合、対象者の株式は株式会社ジャスダック証券取引所において取引することはできません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	佐藤食品工業株式会社																					
② 事業内容	植物エキス、天然調味料、及び粉末酒の製造・販売																					
③ 設立年月日	昭和29年10月21日																					
④ 本店所在地	愛知県小牧市堀の内四丁目154番地																					
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 吉松 明文																					
⑥ 資本金	3,672,275千円(平成20年9月30日現在)																					
⑦ 大株主及び持株比率 (平成20年9月30日現在)	<table border="0"> <tr> <td>株式会社TZCI</td> <td>50.57%</td> </tr> <tr> <td>佐藤 仁一</td> <td>16.17%</td> </tr> <tr> <td>株式会社サトウ・コーポレーション</td> <td>8.36%</td> </tr> <tr> <td>湯原 善衛</td> <td>5.60%</td> </tr> <tr> <td>佐藤 京子</td> <td>2.19%</td> </tr> <tr> <td>株式会社名古屋銀行</td> <td>1.84%</td> </tr> <tr> <td>湯原 幸子</td> <td>1.63%</td> </tr> <tr> <td>第一生命保険相互会社</td> <td>1.39%</td> </tr> <tr> <td>中央三井信託銀行株式会社</td> <td>1.12%</td> </tr> <tr> <td>高杉 玲子</td> <td>1.02%</td> </tr> </table>		株式会社TZCI	50.57%	佐藤 仁一	16.17%	株式会社サトウ・コーポレーション	8.36%	湯原 善衛	5.60%	佐藤 京子	2.19%	株式会社名古屋銀行	1.84%	湯原 幸子	1.63%	第一生命保険相互会社	1.39%	中央三井信託銀行株式会社	1.12%	高杉 玲子	1.02%
株式会社TZCI	50.57%																					
佐藤 仁一	16.17%																					
株式会社サトウ・コーポレーション	8.36%																					
湯原 善衛	5.60%																					
佐藤 京子	2.19%																					
株式会社名古屋銀行	1.84%																					
湯原 幸子	1.63%																					
第一生命保険相互会社	1.39%																					
中央三井信託銀行株式会社	1.12%																					
高杉 玲子	1.02%																					
⑧ 公開買付者と対象者の関係等 (平成21年2月19日現在)	資本関係	該当事項ありません。																				
	人的関係	該当事項ありません。																				
	取引関係	該当事項ありません。																				
	関連当事者への該当状況	該当事項ありません。																				

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成21年2月20日(金曜日)から平成21年3月19日(木曜日)まで(20営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は平成21年4月3日(金曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金2,121円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、対象者のEBITDA、当期純利益等の財務状況を精査したほか、対象者の公表資料並びにインテグラルが行った財務、税務、ビジネス及び法務の各デューデリジェンスの結果に基づき、将来の業績見通し等を精査しました。

また、対象者の潜在的な事業拡大の可能性を考慮し、慎重に検討を重ねた上で、想定財務諸表を作成したほか、類似会社比較法及び類似取引比較法による評価を行いました。

類似会社比較法に関しては、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業数社の過去1ヶ月における市場株価と財務係数との関係から算定される株価指標（EBITDA乗数、PER、PBR）をベースに、対象者の現時点での財務状況に換算して対象者の株式価値を算定しております。

類似取引比較法に関しては、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、買付価格決定の際に付されたプレミアム又はディスカウントの事例を分析して対象者株式の株式価値を算定しております。

上記各手法により株式価値を算定した上で、公開買付者は、対象者及び佐藤氏らとそれぞれ別個に行った協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、TZCI及びSFCGとの協議・交渉の結果並びに本公開買付けの見通し等も踏まえ、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、本公開買付価格を1株につき2,121円と決定しました。

公開買付者が参考にした各手法による対象者の1株あたりの株式価値の範囲は以下の通りです。

類似会社比較法；1,417円～1,818円

類似取引比較法；1,818円～1,974円

なお、1株あたり2,121円の本公開買付価格は、本公開買付けの開始を決定した日の前営業日（平成21年2月18日）の終値、また同日までの過去1ヶ月間、3ヶ月間の株式会社ジャスダック証券取引所における対象者株式の終値平均（小数点以下を四捨五入）に対して以下のプレミアム（小数点以下第3位を四捨五入）を加えた価格となります。

平成21年2月18日の終値1,215円に対して約74.57%のプレミアム

過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,179円に対して約79.90%のプレミアム

過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,086円に対して約95.30%のプレミアム

② 算定の経緯

インテグラルは、対象者の創業者である佐藤仁一氏と、対象者の企業価値向上についての協議・検討を重ねてきました。また、インテグラルは対象者の経営陣とも協議を行いました。

公開買付者は、対象者のEBITDA、当期純利益等の財務状況を精査したほか、対象者の公表資料並びにインテグラルが行った財務、税務、ビジネス及び法務の各デューデリジェンスの結果に基づき、将来の業績見通し等を精査しました。

また、対象者の潜在的な事業拡大の可能性を考慮し、慎重に検討を重ねた上で、想定財務諸表を作成したほか、類似会社比較法及び類似取引比較法による評価を行いました。

その上で、公開買付者は、対象者及び佐藤氏らとそれぞれ別個に行った協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、TZCI及びSFCGとの協議・交渉の結果並びに本公開買付けの見通し等も踏まえ、平成21年2月19日、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、本公開買付価格を1株につき2,121円と決定しました。

他方、対象者によれば、対象者は、財務アドバイザーであるみずほ銀行及び法務アドバイザーであるTMIから助言を得るとともに、アビームより平成21年2月13日に対象者の株式価値の算定結果についての株式価値算定書を取得し、当該算定書の算定結果を参考として本公開買付価格の妥当性について検討を進め、また、公開買付者との間で協議・交渉を行ったとのこと。なお、みずほ銀行、アビーム及びTMIは、それぞれ公開買付者及びインテグラルの関連当事者には該当せず、また、対象者によれば、対象者、SFCG及びTZCIの関連当事者に該当しないとのこと。

対象者によれば、対象者取締役会は、上記助言の内容や株式価値算定書も参考とし、他方で、本公開買付けに関する諸条件、特に本公開買付け後に対象者の上場廃止と本公開買付けの後に組織再編等（いわゆる二段階買収）が企図されていることを含め、対象者の置かれた状況及

び少数株主に与える影響等について慎重に検討したとのことです。その結果、平成21年2月19日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが対象者の経営基盤の強化、事業の再構築及び今後の展開に寄与するものと判断し、本公開買付け価格を含む本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者株主に対して合理的な価格での売却機会を提供するものであると判断して、本公開買付けに賛同すると共に、対象者株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者によれば、対象者の取締役のうち、鈴木昌也氏、菊池渡氏及び山村友幸氏は、対象者の親会社であり本公開買付けにおいて応募契約を締結しているSFCG又はその子会社の役員を現に兼務し又は過去にこれらの会社の役員であった取締役であり、いずれも利益相反のおそれがあることから、特別利害関係人に準じて、上記の賛同決議には参加していないとのことです。

また、対象者によれば、上記の賛同決議は、特別利害関係人に準じる取締役を除く取締役全員が出席して行われ、全員一致で行われたものとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役4名全員（うち3名が社外監査役）が出席しましたが、いずれの監査役も対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議を述べていないとのことです。

③ 算定機関との関係

本公開買付け価格の算定にあたり、公開買付者は、第三者の意見は聴取しておりません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
6,217,950(株)	6,217,950(株)	—(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,217,950株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 対象者が所有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。従って、本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある株券等の数の最大数は、対象者が平成21年2月12日に提出した第55期第3四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の発行済株式総数（9,326,460株）から対象者が平成21年2月12日に提出した第55期第3四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の自己株式数（36株）を控除した株式数（9,326,424株）となります。但し、佐藤氏は、インテグラルとの間で、佐藤仁一氏の保有する対象者株式の一部（合計1,250,000株）、佐藤京子氏の保有する対象者株式の一部（合計200,000株）及び株式会社サトウ・コーポレーションの保有する対象者株式の全部（合計780,000株）について本公開買付けに応募しない旨の覚書を締結しており、かかる株式数を控除した場合は、最大7,096,424株となります。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取る必要があります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	249,184 個	(買付け等前における株券等所有割合 26.72%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	621,795 個	(買付け等後における株券等所有割合 66.67%)
対象者の総株主等の議決権の数	932,637 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（6,217,950株）に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株

券等に係る議決権の数の合計を記載しております。特別関係者の所有株券等は本公開買付けの対象としておりますが、特別関係者である佐藤氏らとの間でその所有株券等の一部（261,840株）について本公開買付けに応募する旨の同意を得ており、その所有株券等の一部（2,230,000株）について本公開買付けに応募しない旨の同意を得ております。そのため、特別関係者の所有株券等のうちの261,840株が本公開買付けの対象となります。

- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年2月12日に提出した第55期第3四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としていますので、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、かかる総株主の議決権の数に、単元未満株式に係る議決権の数5個（上記第55期第3四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の単元未満株式数60株から、対象者が保有する単元未満自己株式6株を控除した54株に係る議決権）を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を932,642個として計算しています。
- (注4) 公開買付者は、応募株券等の数の合計が買付予定数を超えた場合でも、応募株券等の全部の買付けを行いますので、買付け等を行った後における株券等所有割合が100%となる可能性があります。本公開買付けにより公開買付者が所有する株券等に係る議決権の最大数は「対象者の総株主等の議決権の数」に、本公開買付けの対象となる単元未満株式54株（上記第55期第3四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の単元未満株式数60株から対象者が保有する単元未満自己株式6株を除いた株式数）に係る議決権の数5個を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を932,642個とし、当該議決権の数932,642個から「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」249,184個のうち本公開買付けに応募しない旨の同意を得ている所有株券等に係る議決権の223,000個を除いた、709,642個となります。
- (注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付け等に要する資金 13,188百万円

(注)「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数（6,217,950株）に、1株当たりの買付価格を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目4番1号

- ② 決済の開始日
平成21年3月25日（水曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成21年4月8日（水曜日）となります。

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送致します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

- ④ 株券等の返還方法

後記（9）「その他買付け等の条件及び方法」の①「法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は②「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、

速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,217,950株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びフないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付け期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付け代理人の本店又は全国の各支店に公開買付け応募申込みの受付票を添付の上、解除書面（公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付け代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間の末日の15時までに公開買付け代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付け者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付け者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により応募が行われた時の状態に戻します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開

買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成21年2月20日(金曜日)

(11) 公開買付代理人

新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目4番1号

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、平成21年2月19日開催の取締役会において、本公開買付けが対象者の経営基盤の強化、事業の再構築及び今後の展開に寄与するものと判断し、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者株主に対して合理的な価格での売却機会を提供するものであると判断して、本公開買付けについて賛同すると共に、対象者株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨の決議を行ったとのことです。

また、インテグラルグループは、対象者との間で、平成21年2月19日付で以下の事項を主な内容とする契約(本業務資本提携契約)を締結しております。

① 対象者の取締役会は、本公開買付けに賛同すると共に、対象者株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨の決議を行うこと。なお、対象者は、本公開買付けに係る意見表明報告書において、金融商品取引法第27条の10第2項各号に定める事項を記載しないものとする。

② 対象者の取締役会は、本公開買付けが終了するまでの間、公開買付者以外の買付者による対

象者の発行済普通株式を対象とする公開買付けが開始された場合には、本公開買付けが撤回されない限り、当該公開買付けに反対し、本公開買付けへの賛同を維持する旨の決議を行うこと。但し、かかる決議を行うことが、対象者の取締役としての善管注意義務に違反する場合はこの限りでないこと。

③ 対象者は、平成 21 年 6 月を目途に、本件スクイーズアウト手続に必要な本株主総会及び本種類株主総会を開催し、必要な議案の上程を行うこと。

④ 公開買付者及び対象者は、本件スクイーズアウト手続の完了後、対象者を吸収合併消滅会社、公開買付者を吸収合併存続会社とする吸収合併を行うため、平成 21 年 8 月を目途に、合併契約を締結するものとし、当該合併契約の締結及び会社法上必要な手続をするために必要な行為を行うこと。

⑤ 対象者は、平成 21 年 3 月末日を目途に、インテグラルグループが指名する者らを、対象者の顧問に就任させること。

⑥ 対象者は、上記④の吸収合併が行われるまでの間、その事業を通常の業務の範囲内で行うものとする。

⑦ 本公開買付けが成立した場合、インテグラルグループ及び対象者は、対象者の積極的な成長戦略の推進、企業統治体制の強化、資本効率の改善等のために必要な業務提携（公開買付者が有する企業革新支援のノウハウ及び食品業界との広範なネットワークを最大限に生かした、対象者の営業力強化による既存顧客の深耕及び新規顧客の開拓促進、海外事業展開支援、業界内M&Aの推進等の成長施策立案と実行支援を含み、対象者の企画管理機能の強化、各種数値管理の仕組みの構築及びより科学的に収益管理ができる基盤構築を行うものとし、その内容については、公開買付者が対象者と別途協議により合意するところに従う。）を行うこと。

さらに、対象者の取締役である西郷義美氏、同鈴木昌也氏、同菊池渡氏及び同山村友幸氏は、いずれも、平成 21 年 2 月 19 日付で、対象者の取締役を平成 21 年 3 月 20 日付で辞任する旨の辞任届を提出しております。

このほか、公開買付者は、本日現在において対象者の取締役である吉松明文氏、湯原善衛氏及び鈴木宗行氏との間で、吉松明文氏、湯原善衛氏及び鈴木宗行氏が、その保有する対象者株式の全部について、本公開買付けに応募することを主な内容とする公開買付応募契約書をそれぞれ平成 21 年 2 月 19 日付で締結しています。

また、公開買付者は、対象者、TZCI 及び SFCG との間で、平成 21 年 2 月 19 日付で社債等譲渡契約書を締結し、本公開買付けの決済日をもって本社債等を TZCI に譲渡すること、及びかかる本社債等の譲渡の対価は本譲渡対象債権とし、平成 21 年 2 月 19 日付で本譲渡対象債権（将来債権）の譲渡を行うこと等を合意しております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 期末配当及び株主優待制度に係る決議

対象者は、平成 21 年 2 月 19 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立した場合には、平成 21 年 3 月 31 日を基準日とする期末配当に関する議案を平成 21 年 3 月期に係る定時株主総会に上程しない旨及び株主優待制度を廃止する旨の決議を行っております。

② 上場廃止の見込み

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、対象者の株式は、株式会社ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、本公開買付けに伴い、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、公開買付者と佐藤氏らにより対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の 100% を取得

することを予定しておりますので、その場合には対象者の株式は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を株式会社ジャスダック証券取引所において取引することができません。

以上